

道州制特別委員会の議論の進め方を踏まえた道州の組織
・自治権に関するP Tの今後の進め方について（案）

1 道州制特別委員会の中間とりまとめに向けた議論の集約方針について

- ・平成 20 年 2 月に開催予定の全国知事会議への提出を目指し、中間とりまとめを行う。
- ・中間とりまとめに向けたスケジュールとしては、10 月中旬に開催予定の第 13 回道州制特別委員会において、特別委員会幹事会や各 P T の検討状況の報告を求め、中間とりまとめに盛り込む内容についての議論を行う。その後、特別委員会幹事会における検討を経て、12 月に開催予定の第 14 回道州制特別委員会において、中間とりまとめ案を審議し、決定する。
- ・中間とりまとめには、特別委員会本体の検討課題のうち、「国と地方の役割分担」と、それを通じて道州制の下での「国のあり方」を中心に盛り込む。

2 道州の組織・自治権に関するP Tの今後の進め方について

(1) P Tの中間とりまとめについて

本 P T は、道州制特別委員会の中間とりまとめに P T の成果を盛り込むため、10 月 16 日に開催予定の第 4 回 P T において中間とりまとめを行い、10 月中旬に開催予定の第 13 回道州制特別委員会において、その内容を報告する。

(2) P Tの中間とりまとめに盛り込む内容について

P T の中間とりまとめに盛り込む内容については、道州制特別委員会が中間とりまとめに盛り込む内容との整合を図ること

とする。具体的な内容については、道州制特別委員会委員長県と調整の上、第4回PT幹事会（9月13日）において検討、調整する。

（3）中間とりまとめ後のPTの検討の進め方について

PTの中間とりまとめに盛り込まない事項については、第3回PTまでの議論の成果を活かして更に検討を進めることとし、検討の進め方については、道州制特別委員会と調整の上、幹事会で検討・調整を図る。